

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>(1) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）<u>第4条</u>の登録、同法第13条第1項の届出、同法第16条の2の届出、同法第22条の届出又は同法第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2)～(32) [略]</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>(1) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）<u>第4条第1項若しくは第3項</u>の登録、同法第13条第1項の届出、同法第16条の2の届出、同法第22条の届出又は同法第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2)～(32) [略]</p>																
<p>別表第3（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="152 815 477 919">提供を受ける知事以外の執行機関</td><td data-bbox="481 815 1081 919">事務</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="152 922 1081 970">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="152 973 477 1214">選挙管理委員会</td><td data-bbox="481 973 1081 1214">[略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条<u>（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）</u>の告示に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="152 1217 1081 1265">[略]</td></tr></table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事務	[略]		選挙管理委員会	[略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条 <u>（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）</u> の告示に関する事務であって規則で定めるもの	[略]		<p>別表第3（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1160 815 1485 919">提供を受ける知事以外の執行機関</td><td data-bbox="1489 815 2089 919">事務</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1160 922 2089 970">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 973 1485 1214">選挙管理委員会</td><td data-bbox="1489 973 2089 1214">[略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の告示に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1160 1217 2089 1265">[略]</td></tr></table>	提供を受ける知事以外の執行機関	事務	[略]		選挙管理委員会	[略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の告示に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
提供を受ける知事以外の執行機関	事務																
[略]																	
選挙管理委員会	[略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条 <u>（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）</u> の告示に関する事務であって規則で定めるもの																
[略]																	
提供を受ける知事以外の執行機関	事務																
[略]																	
選挙管理委員会	[略] 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の告示に関する事務であって規則で定めるもの																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。